

西宮市駐輪マナー地域推進委員制度の設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和58年西宮市条例第16号）第8条第1項に規定する駅周辺の自転車等放置禁止区域（以下「禁止区域」という。）内で、地域住民が市と協働して放置自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）対策に取り組む西宮市駐輪マナー地域推進委員制度について必要な事項を定め、自転車等の駐車秩序を確立することにより、通行機能および防災活動の確保ならびに環境悪化の防止に資することを目的とする。

(駐輪マナー地域推進団体)

- 第2条 市長は、前条の目的を達成するため、駐輪マナー地域推進団体（以下「推進団体」という。）を認定することができる。
- 2 推進団体は、駅周辺の自治会等、地域住民の多数が加入する団体とする。自治会以外の団体が推進団体の認定を受けようとするときは、活動地域の自治会の承認を必要とする。
 - 3 推進団体は、放置自転車等への対策を地域で検討し、問題意識の共有や地域住民の駐輪マナーの向上を図るとともに、市からの指導、指示に従って、自主的に活動するものとする。
 - 4 推進団体の認定を受けようとする団体は、推進団体認定申請書に必要な事項を記入のうえ市長へ申請し、認定を受けるものとする。
 - 5 推進団体の認定期間は、2年間とする。ただし、必要と認めるときは、2年を単位として更新することができる。
 - 6 推進団体は、認定申請内容に変更が生じたときは、速やかに変更申請を行い、認定を受けるものとする。
 - 7 推進団体は、活動の目的に賛同する者の当該推進団体への加入を正当な理由なく拒むことはできない。
 - 8 市長は、次の場合に推進団体の認定を取り消すことができる。
 - (1) 推進団体の活動が本要綱に違反したり、公共の福祉や地域のまちづくり等に支障があると市長が判断したとき。
 - (2) 推進団体が市長からの指導、指示に従わなかったとき。
 - (3) 自治会以外の団体が推進団体の認定を受けた場合は、活動地域の自治会の承認が取り消されたとき。
- ①

(推進委員)

第3条 市長は、所属する推進団体より推薦を受けた者を西宮市駐輪マナー地域推進委員（以下「推進委員」という。）に委嘱する。 ②

- 2 推進委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中で推進委員が所属する推進団体の認定期間が終了または取り消された場合は、当該終了または取り消しの日までとする。
- 3 推進委員の再任は妨げない。
- 4 推進団体は、推進委員が転居その他理由により活動を継続できなくなったときは、遅滞なく市長に解嘱の申し入れを行うものとする。

(身分証明書)

第4条 市長は、推進委員に身分証明書及び腕章を交付するものとする。

- 2 推進委員は、その身分を失ったときは、前項の身分証明書及び腕章を速やかに市長に返還しなければならない。
- 3 第1項による身分証明書は、推進団体の活動以外で使用してはならない。

(推進委員の活動内容)

第5条 推進委員は、放置自転車等に関する調査及び地域住民に対する啓発活動を行うことができる。 ②

- 2 推進委員は、禁止区域内の道路、公園等の公共の場所に自転車等を放置しようとしている人に対して次の活動を行うことができる。 ②
 - (1) 禁止区域内で自転車等を放置しないよう駐輪マナーの啓発。
 - (2) 周辺の公営又は民営自転車等駐車場への誘導。 ②
 - (3) 禁止区域内に放置された自転車等は、市による放置自転車の移動（撤去）の対象となること、及び移動（撤去）された自転車等の返還には移動保管料が必要となることの告知。
- 3 推進委員は、次の行為を行ってはならない。
 - (1) 自転車等を放置しようとする人へ無礼な態度や高圧的な言動をすること。
 - (2) 放置自転車等の移動。
 - (3) 自転車等利用者への妨害行為。

①・②

(推進委員の義務)

第6条 推進委員は、前条に規定する活動を行うときは、身分証明書を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。

- 2 推進委員は、その活動によって知り得た情報を漏らしてはいけない。また推進委員の身分を失った後も同様とする。

(市の責務)

第7条 市は、推進団体の本要綱に基づく活動に協力するものとする。

- 2 市は、推進委員の本要綱による活動に対して、ボランティア保険等の必要な措置を講じるものとする。

(推進連絡員)

第8条 推進団体は、推進連絡員を置き市との連絡にあたる。

2 推進連絡員は、年度又は四半期ごとに活動実施結果報告書により、市長へ活動内容の報告を行わなければならない。

②

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

2 前項の場合、既に認定している推進団体の意見を聞くことができる。

②

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年10月1日①)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則 (令和3年4月1日②)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。